

公立大学法人秋田公立美術大学職員介護休業規程

平成25年4月1日

規程第52号

(趣旨等)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号。以下「就業規則」という。）第39条第2項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学職員の介護休業および介護部分休業（以下「介護休業等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の関係法令の定めるところによる。

(介護休業)

第2条 職員は、次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、介護休業をすることができる。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、孫および兄弟姉妹

(6) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者および職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者のうち、職員と同居しているもので理事長が別に定めるもの

2 介護休業の期間は、前項各号に掲げる者（以下「対象家族」という。）の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごと

に、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲で指定する期間とする。

- 3 職員は、前項に規定する期間経過後において、当該期間内に取得した介護休業および第9条第1項に規定する介護部分休業の実日数が通算93日に満たない場合は、対象家族が前項に規定する介護を必要とする1の継続する状態に該当する限りにおいて、通算93日までは介護休業を取得することができる。

(介護休業の単位)

第3条 介護休業の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(介護休業の申出)

第4条 介護休業をしようとする職員は、介護休業をしようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに理事長に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、第2条第2項に規定する介護を必要とする1の継続する状態について初めて介護休業をしようとするときは、2週間以上の期間について一括して申し出なければならない。

- 3 理事長は、介護休業の申出があったときは、別に定める場合を除き、これを拒むことができない。

- 4 理事長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。

(介護休業終了予定日の変更)

第5条 介護休業の申出をした職員は、介護休業の期間の末日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前の日までに理事長に申し出ることにより、介護休業終了予定日を当該介護休業終了予定日とされた日

後の日に変更することができる。

- 2 前項の規定による介護休業終了予定日の変更は、1回に限るものとする。

(介護休業の終了)

第6条 介護休業をしている職員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該介護休業は、その事由が生じた日（第5号又は第6号に掲げる事由が生じた場合にあつては、その前日）をもって終了する。

- (1) 介護休業終了予定日が到来したとき。
- (2) 当該介護休業の申出に係る対象家族が死亡したとき。
- (3) 介護休業をしている職員の離婚、婚姻の取消し、離縁等により当該介護休業の申出に係る対象家族との親族関係が消滅したとき。
- (4) 介護休業をしている職員が負傷、疾病等により当該介護休業の申出に係る対象家族を介護することができない状態になったとき。
- (5) 介護休業をしている職員が公立大学法人秋田公立美術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する細則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第49号）第25条第1項の表第7号に規定する出産（産前）休暇および同表第8号に規定する出産（産後）休暇を取得したとき。
- (6) 介護休業をしている職員が新たな介護休業又は公立大学法人秋田公立美術大学職員育児休業規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第50号）に規定する育児休業を取得したとき。

- 2 前項（第1号を除く。）の規定に該当することとなった職員は、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

(復職時の取扱い)

第7条 介護休業後の勤務は、原則として、介護休業前の就業場所および職務により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、介護休業をした職員が希望したとき又は組織変更その他のやむを得ない事情があるときは、当該職員の勤務場所又は職務の変更を行うことができる。この場合において、理事

長は、当該介護休業をした職員の介護休業終了予定日の2週間前までに、当該職員に通知するものとする。

(介護休業の申出の撤回等)

第8条 介護休業の申出をした職員は、介護休業の期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）とされた日の前日までは、所定の申出書を理事長に提出することにより、当該申出を撤回することができる。

2 前項の規定により介護休業の申出を撤回したときは、第2条第1項に規定する介護を必要とする1の継続する状態について1回限り、再度の申出をすることができる。

3 介護休業の申出がなされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、当該介護休業の申出に係る対象家族の死亡等により当該申出をした職員が当該対象家族を介護しないこととなったときは、当該介護休業の申出は、なされなかったものとみなす。

(介護部分休業)

第9条 職員は、第2条第1項に規定する者の介護をするため、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて介護部分休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、介護休業等をしたことがある職員は、当該介護休業等を開始した日に介護していた対象家族については、特別な事情がある場合を除き、介護部分休業の申出をすることができない。

3 介護部分休業の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業と介護部分休業を併せて取得する場合 介護休業と併せて3年以内の期間。ただし、介護休業および介護部分休業の期間は、連続していなければならないものとする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 3年以内の期間

4 職員は、前項に規定する期間経過後において、当該期間内に取得した介護休業および介護部分休業の実日数が通算93日に満たない場合は、対象家族が第2条第1項に規定する介護を必要とする1の状態に該当する限りにおいて、通算93日までは介護部分休業を取得することができる。

(介護部分休業の単位)

第10条 介護部分休業の単位は、30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間の範囲内とする。

(介護部分休業の申出)

第11条 介護部分休業をしようとする職員は、介護部分休業をしようとする日の前日から起算して1週間前の日までに理事長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出は、必要な期間を包括して申し出なければならない。

3 第4条第3項および第4項の規定は、介護部分休業の申出について準用する。

(介護部分休業の終了)

第12条 第6条の規定は、介護部分休業の終了について準用する。

(介護休業等期間中の給与)

第13条 介護休業等をしている期間の給与については、公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第65号）第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止)

第14条 職員は、介護休業等を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

2 公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第13条の規定の適用について

は、同条中「第23条」とあるのは、「附則第8項」とする。

附 則（平成29年9月29日規程第20号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。